

平成 25 年 5 月 10 日

各 位

会社名 国際石油開発帝石株式会社
代表者名 代表取締役社長 北村 俊昭
(コード番号 1605 東証第一部)
問合せ先 広報・IR エグゼクティブ・マネージャー 橘高 公久
電話番号 03-5572-0233

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 10 日開催の取締役会において、以下のとおり、普通株式の株式分割の実施及び普通株式と甲種類株式について単元株制度を採用することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。本件につきましては、平成 25 年 6 月 25 日開催予定の第 7 回定時株主総会及び必要な種類株主総会で承認が得られることを条件としています。

1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

当社は、東京証券取引所市場第一部上場企業の投資単位として一般的な価格帯を意識し、当社株式の投資単位の引き下げにより、個人投資家をはじめとする幅広い投資家層が当社株式により一層投資しやすい環境を整えることで、投資家層の拡大を図ることを目的として、普通株式 1 株につき 400 株の割合をもって株式分割を行うことといたしました。

また、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において示されている内容を踏まえ、普通株式の単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用いたします。これらの取り組みにより、当社株式の投資単位あたりの金額は、株式分割及び単元株制度採用前の 4 分の 1 となります。

なお、甲種類株式（非上場）につきましては、株式の分割を実施せず、単元株式数を 1 株といたします。

2. 株式の分割

(1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日（月）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 400 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	普通株式	3,655,809株
	甲種類株式	1株
	合計	3,655,810株
今回の分割により増加する株式数	普通株式	1,458,667,791株
	普通株式	1,462,323,600株
	甲種類株式	1株
株式分割後の発行済株式総数	普通株式	1,462,323,601株
	甲種類株式	1株
	合計	1,462,323,601株
株式分割後の発行可能株式総数	普通株式	3,600,000,000株
	甲種類株式	1株
	合計	3,600,000,001株

3. 分割の日程

- (1) 基準日公告日 平成25年9月13日(金)
- (2) 基準日 平成25年9月30日(月)
- (3) 効力発生日 平成25年10月1日(火)

4. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

「2. 株式の分割」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株、甲種類株式の単元株式数を1株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年10月1日(火)

(参考) 上記のとおり、株式分割及び単元株制度の採用の効力発生日は平成25年10月1日ですが、株式の売買後の振替手続の関係で、平成25年9月26日(木)をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は1株から100株に変更されます。

5. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割の実施、単元株制度の採用に伴い、定款の一部を変更するものです。

(2) 変更の内容

- ① 定款第6条を変更し、発行可能株式総数を3,591,000,000株増加して、3,600,000,001株とする。普通株式の発行可能種類株式総数を3,600,000,000株とする。
- ② 定款第7条を新設し、普通株式の単元株式数を100株、甲種類株式の単元株式数を1株とする。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>9,000,001</u>株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は、<u>9,000,000</u>株、甲種類株式の発行可能種類株式総数は、1株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>3,600,000,001</u>株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は、<u>3,600,000,000</u>株、甲種類株式の発行可能種類株式総数は、1株とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(単元株式数)</u></p> <p>第7条</p> <p>当社の単元株式数は、<u>普通株式につき100株とし、甲種類株式につき1株とする。</u></p>

なお、本年6月25日開催予定の第7回定時株主総会において、上記内容に加えて、単元未満株式の権利に関する規定の新設等の定款変更議案を付議する予定ですが、具体的な定款変更の内容については、本日公表の「定款の一部変更のお知らせ」をご参照ください。

(3) 変更の日程

効力発生日 平成25年10月1日(火)

以上